

令和7年1月6日

お客様各位

筑後信用金庫

規定改定のお知らせ（当座勘定規定（一般用・専用約束手形口））

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では下記規定を改定します。改定後の規定は、改定前よりお取引されているお客様にも適用させていただきますので、予めご了承ください。

記

1. 改定日

令和7年2月3日（月）

2. 改定する規定（改定内容は次頁以降をご参照ください）

- ・当座勘定規定（一般用）
- ・当座勘定規定（専用約束手形口）

以上

当座勘定規定（一般用）

改正後	現 行
令和7年2月3日現在	令和4年11月4日現在
〈 略 〉	〈 略 〉
第 9 条(支払の範囲)	第 9 条(支払の範囲)
(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。	(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。
(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の 1 5 時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により 1 5 時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。	
(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。	(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。
〈 略 〉	〈 略 〉

・当座勘定規定（専用約束手形口）

改正後	現 行
令和7年2月3日現在	令和4年11月4日現在
〈 略 〉	〈 略 〉
第 1 0 条(支払の範囲)	第 1 0 条(支払の範囲)
(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。	(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。
(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の 1 5 時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により 1 5 時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。	
(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。	(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。
〈 略 〉	〈 略 〉